



まな みんなで学ぼう

まちだしこ じょうれい 町田市子どもにやさしいまち条例



まちだしこ さいぜん りえき だいいち かんが
町田市では、子どもにとっての最善の利益を第一に考え、

こ しあわ く こ めざ
子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」を目指し、

みらい にな こ してん た
未来を担う子どもたちの視点に立って、

まちだしこ じょうれい ねんど せいてい
【町田市子どもにやさしいまち条例】を2023年度に制定しました。

ほん つか まちだしこ じょうれい まな
この本を使って、「町田市子どもにやさしいまち条例」について学んでみましょう。



カワセミ先生

【カワセミ先生】と
4羽の【カワセミレンジャー】と
一緒に学ぼう！



“子どもの味方”

カワセミレンジャー

※カワセミは、町田市の「市の鳥」です

もくじ

1. 子どもみんなが持っている「子どもの権利」	3
2. 町田市での「子どもの権利」のあゆみ	4
3. 条例を見てみよう	6
4. 「子どもの権利」	9
【ワークシート】考えてみよう！「子どもの権利」	12
5. 大人の責務	14
6. 施策の推進	16
7. 条例制定における町田市の取組	17
8. 「自分の意見を聞いてほしい！」と思ったら	19
9. 町田市にある「子どもの居場所」	20
10. 悩みがあったら相談しよう	21

「町田市子どもにやさしいまち条例」って初めて聞いたけど、「子ども」って書いてあるし、何か自分たちに関係があるのかな？



町田市が目指す、「子どもの権利」が守られて、子どもが幸せになる「子どもにやさしいまち」を実現するための大事なことが書いてあるよ。

「条例」ってどういう意味なんだろう？



「条例」は、まちに住むみんなが安心して暮らすために、市で決めたルールのことなんだ。この本では「子どもの権利」と、「子どもの権利」を守るための「大人の責務」や取組の説明をしていくよ。



1. 子どもみんなが持っている「子どもの権利」



「子どもの権利」って何？



「子どもの権利」とは、すべての人が持っている「人権」の中でも子どもが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長するために特に大事にする必要があるものだよ。

「子どもの権利」を世界で守るために

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」があるんだ。

「子どもの権利」は色々な権利があるけれども、条約に定められている権利は大きく分けると、下の4つになるよ！



4つの「子どもの権利」（子どもの権利条約）



住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



自由に意見を表したり、団体をつくったりできること

二次元
バーコード

「紛争」とか「難民」って書いてあるけど？



子どもの権利条約は、世界の子どもを守るためのルールなんだ。

「町田市子どもにやさしいまち条例」では町田にいる子どもたちのための「子どもの権利」を表しているよ。



2. 町田市での「子どもの権利」のあゆみ

町田市子ども憲章

「町田市子ども憲章」は、「青少年健全育成都市宣言30周年記念事業」の一つとして制定されたもので、子どもと大人の委員による「子ども憲章実行委員」が作りしました。

はじめは大人の委員が考えた憲章の案について話し合いをしていましたが、大人の考えた憲章の案に疑問をもった子ども委員が自分たちの意見で案をつくり直しました。子どもの意見を大切にしてくられた「町田市子ども憲章」は、今も地域活動の中で活かされています。

「町田市子ども憲章」は子ども自身がつくった行動指針だよ！
町田市の子どもの参画は、ここから始まったんだ。

「町田市子ども憲章」の内容については、
次のページ（P5）を見てね。



「参画」って、どういう意味なんだろう？



「参画」は、事業や政策を立ち上げる段階から加わることを言うよ。
子どもの居場所として活躍してる子どもセンターは、
子どもたちが出しあった意見をもとにつくられたもので、
子どもの参画の代表例なんだ。



子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）

町田市では、「町田市子ども憲章」を始まりとして、「町田創造プロジェクト（MSP）」「子ども委員会」「市民参加型事業評価」（詳細は19ページ参照）など、子どもが社会に参加できるように取り組んできました。このことがユニセフ日本協会に評価され、2021年度から町田市は「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践自治体として活動を行っています。

この活動は、「子どもの権利条約」を自治体レベルで実際に取り組むための、ユニセフが主催する世界的な活動です。

みんな自分に素直に生き、そしてお互いを認め合うそんな社会へ・・・
それは、みんながそれぞれの生き方を追うことができるということ。
そして、他の誰とも違うかけがえのないわたしが、
まわりのすべてのものとともに、生きるということ。

じんけんそんちょうしゃかい じつげん 人権尊重社会の実現

すべての人には平等な権利がある。でも、自分勝手に行動するだけではいけない。
－相手の立場になって気持ちを理解し、お互いを認め合える社会をつくっていきます。

じしゅせい かくりつ 自主性の確立

「自分から」。それが一番大切なこと。人にやってもらうばかりではだめなんだ。
いつも楽しくなるように、
－自分の道は自分で切り開いていきます。

こせい そんちょう 個性の尊重

人はみんな一人ひとり違う。みんなと違っててもこわくない。
あたり前のことなんだ。だから、
－それぞれが持っている自分らしさを大切にします。

いのち たいせつ 命の大切さ

いのちがあるのは人間だけではない。動物にも植物にもいのちがある。だから、
－みんなであって助け合って生きていきます。

まな こころ たいせつ 学ぶ心の大切さ

経験から学ぶことは、自分の可能性を広げる。むだなことなんてない。だから、
－ものごとに前向きに取り組んでいきます。

ゆうじょう たいせつ 友情の大切さ

世界中のどんな人でも、友だちはかけがえのないもの。いつも気持ちがわかり合える、
そんな仲間。だから、
－仲間を大切に続けます。

ゆめ お きもち 夢を追う気持ち

現実にとらわれなくてもいい。わずかな可能性でも、
－自分の夢を持ち続けます。

3. 条例を見てみよう

め ざ す が た
目指す姿

こ 子どもにやさしいまち

二次元
バーコード

条例の構成

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく
第1章 総則

だい しょう もくてき だい しょう ていぎ
第1条 目的 第2条 定義

だい しょう こ けんり
第2章 子どもの権利

だい しょう いきる けんり だい しょう そだ けんり
第3条 生きる権利 第4条 育つ権利
だい しょう まもられる けんり だい しょう さんか けんり
第5条 守られる権利 第6条 参加する権利

ここからは、
まちだしめざ
町田市が目指している
「子どもにやさしいまち」の実現に
か
欠かせないものを学ぼう！
まな
まずは条例がどんな構成で
じょうれい
つくりされているのか、見てみよう。
こうせい



だい しょう こ けんり ほしょう おとな せきむ
第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

だい しょう おとな せきむ だい しょう ほごしゃ せきむ
第7条 大人の責務 第8条 保護者の責務
だい しょう しせつかんけいしゃ せきむ だい しょう ちいきじゅうみん せきむ
第9条 施設関係者の責務 第10条 地域住民の責務
だい しょう じぎょうしゃ せきむ だい しょう し せきむ
第11条 事業者の責務 第12条 市の責務

だい しょう こ けんり ほしょう すいしん
第4章 子どもの権利の保障の推進

だい しょう こ けんり ふきゅう だい しょう けんり しんがい きゅうさい
第13条 子どもの権利の普及 第14条 権利の侵害からの救済
だい しょう ゆうがまた きけん かんきょう ほご だい しょう こ けんり いぼしよ
第15条 有害又は危険な環境からの保護 第16条 子どもの居場所づくり
だい しょう こそだ かにていとう しえん だい しょう いけんひょうめいおよ さんかく そくしん
第17条 子育て家庭等への支援 第18条 意見表明及び参画の促進
だい しょう こ じょうほうはっしん
第19条 子どもへの情報発信

だい しょう しさく すいしん
第5章 施策の推進

だい しょう けいかく さくていおよ こうひょう だい しょう けんしょう
第20条 計画の策定及び公表 第21条 検証

ぐたいか
具体化

まちだしの
子どもに関する計画

子どもにやさしいまち

子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」を実現するために、子どもも大人も「子どもの権利」を理解して、守っていくことが重要です。



子どもにとって最もよいことは、なんだろう？



子どもは勉強するのが一番だと思う！



子どもは遊び尽くすのが一番だと思う♪



!?

ちょっとまって！
子どもにとって最もよいことを大人が勝手に決めたらダメだよ！
子どもにとって最もよいことは、子どもに聴かないとわからないから、ちゃんと子どもの声を聴いてみよう。



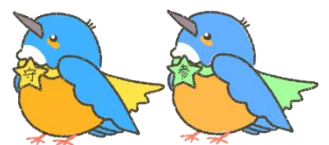
大人がしなくてはいけない、【子どもの声を聴く】こと



子どもにとって一番よいことは子ども自身に聴かないとわかりません。

子どもにとって大事なことを大人だけでは決めず、
子どもにどうしたいかを尋ねなければなりません。

他の誰でもないかけがえのない存在である子どもが健やかに成長できるように、
大人は子どもの声に耳を傾け、その意見を尊重します。



「町田市子どもにやさしいまち条例」前文

この地域「まちだ」で望み、目指す
なりたいまちの姿は
「子どもにやさしいまち」

市民や事業者、そして議会や市役所が
考えて、行動して、実現する
「子どもにやさしいまち」

「子どもにやさしいまち」になるために、
子どもたち自身が、
自分にとって大事なことを自分で決められるまちであること
意見を言い、実行しているまちであること
たとえうまくいなくても、やり直すことができるまちであること
そのために、みんなが、同じ想いで、つながり、
それぞれの立場で活動しているまち
そして、何よりもお互いが支えあう
「子どもにやさしいまち」

町田市は、「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られて、
かけがえのない大切な存在である子どもが、人との関わりを通して成長していけるように、
「子どもにやさしいまち」を目指します。

未来を担う子どもたちの視点に立ち、子どもの最善の利益のために、町田市はこの条例を
制定します。

「前文」には条例の目的や内容で、
特にみんなに伝えたい大切なことが
書いてあるよ。



大人も子どももみんな考えて行動して、支えあって
「子どもにやさしいまち」を目指そうって、書いてあるね。



4. 「子どもの権利」



「町田市子どもにやさしいまち条例」では、4つの「子どもの権利」を、町田市の子どものわかりやすいように表しています。



ここでは「子どもの権利」と、その権利を守るために大人がすることを説明します。

4コマ マンガ 「子どもの権利」ってなあに？



4つの「子どもの権利」

生きる権利

- 食事ができて、寝る場所があって、安心して暮らせること
- 愛情と理解をもって大事にされること
- 病気のときに病院に行けること



大人は、安心して暮らせる、安全な環境をつくってくれるよ。
子どもが健やかに暮らせるように、家庭はもちろん地域全体で
子どもを見守っているよ。



守られる権利

- 暴力や虐待、差別から守られること
- 成長が妨げられる状況から守られること
- 自分の情報を勝手に使われないこと
- 状況に応じて、必要な支援を受けられること



大人は、暴力や虐待、差別、「子どもの権利」の侵害から
子どもを守るよ。

子どもの権利が侵害されたときに守ってもらえることだよ。

悩みがあったら、まこちゃんダイヤルに相談してね。



そだ 育つ権利



- 安心して休んだり、自由に遊んだり、勉強したりできること
- スポーツや文化に触れるなど、いろいろな経験ができること
- ひとりの人間として尊重され、ありのままの自分でいられること
- 困ったときに相談や、助けを求めることができること

大人は、子どもが自分らしく自由に活動できる場所をつくり、
 いろいろな体験ができる機会を提供するよ。
 学校での勉強はもちろん、冒険遊び場や公園での遊びも、
 育つための権利だよ。



さん 参加する権利



- 自分のことや、自分にかかわることについて意見が言え、
 その意見が大事にされること
- 考えるために必要な情報を知れること
- 自分の意志で仲間をつくったり、仲間と過ごしたりできること

大人は、子どもが意見を表明し、社会に参画できる機会を
 提供するよ。
 子どもが意見を表明したときには、子どもの話をよく聴いて、
 その意見を尊重するよ。



【ワークシート】 ^{かんが} 考えてみよう！ 「^こ子どもの^{けんり}権利」

4つの「子どもの権利」のうち、どの権利が印象に残りましたか？
10ページと11ページを参考にして、○を付けてみましょう。



^{えら} ^{りゆう} 選んだ理由

^{えら} ^{けんり} ^{まも} 選んだ権利を守るために、^{おとな} 大人がどんなことをしてくれているかな？
^{おとな} 大人に「^こ子どもの^{けんり}権利」を守るためにもっとしてほしいことを
^{いっしょ} ^{かんが} 一緒に考えてみよう！



^{おとな} 大人がしていること、「^こ子どもの^{けんり}権利」を守るためにもっとしてほしいこと

^{けんり} ^{ぎむ} 権利と義務はセットだって聞いたことがあるよ。
「^こ子どもの^{けんり}権利」を守ってもらうには、
^{なに} 何かやらなきゃいけないのかな？



「^こ子どもの^{けんり}権利」は^{ぎむ}義務とセットにはなっていないよ！
^こ子どもの^{けんり}権利はすべての子どもが生まれながらにして^も持っている、
あたりまえに^{ほしょう}保障されなければいけないものだから、
「^{じんけん}人権」の一種だと考えるとわかりやすいと思うよ。

じゃあ「^こ子どもの^{けんり}権利」で^{ほしやう}保障されてることは
なんでも好きなようにやっていいのかな？



^{じぶん}自分以外の^い人たちにも「^こ子どもの^{けんり}権利」があることを^{わす}忘れないでね。^{じぶん}自分の
ことも、^{じぶん}自分以外の^い人も^{たいせつ}大切にすることは「^こ子どもにやさしいまち」に
^{ひつやう}必要なことだよ。

そっか！
「^こ子どもの^{けんり}権利」は、^もみんなが^も持っているもんね。



あれ？じゃあ、^{じぶん}自分が^いこうしたい^いって^いいう^い意見^いを
言うのは、^いワガママ^いになっちゃうのかな？



^{じゆうやう}重要な^いのは「^{じぶん}自分以外の^い人も^{たいせつ}大切に^いする」^いって^いいう^いところ^いで、
^{じぶん}自分の^い意見^いや^い考^いえ^いを^い伝^いえる^いことは、^いワガママ^いじゃないよ。
^こ子ども^いにとって^い一番^いいい^いことは^こ子ども^いに^い聴^いかない^いと^いわ^いから^いない^いから、
「^こ子どもにやさしいまち」には^いみんな^いの^い意見^いが^い必要^いなんだ。
^{きやう}今日は、^いどんな^いまち^いが「^こ子どもにやさしいまち」だ^いと^い思^いう^いのか、
^いみんな^いの^い意見^いを^い教^いえて^いほ^いしい^いな。

「^こ子どもにやさしいまち」と^{おも}思^いう^いのは^いど^いんな^いと^いき^いか^い書^いいて^いみ^いよう^い！

「^こ子どもにやさしくないまち」と^{おも}思^いう^いのは^いど^いんな^いと^いき^いか^い書^いいて^いみ^いよう^い！

5. 大人の責務



大人は、子どもが幸せに暮らせるように、「子どもの権利」を守ります。

子どもが自分自身のことを自分で決めて、それをみんなに伝えて実行できるように、大人は子どもの意見を聴き「子どもの権利」を守っていく必要があります。

また、子ども自身が「子どもの権利」を理解し、自分の権利も他人の権利も大切に作る人間に成長できるように手助けをします。

ここでは「保護者」「地域住民」「施設関係者」「事業者」「市」がそれぞれの立場で取り組むべきことを紹介します。

「大人の責務」は、「子どもの権利」を守るために大人がすべきことだよ。



保護者の責務

(親、里親など子どもを育てる人)



- 子どもにとって最も身近で、影響力のある保護者は、何が子どもにとって一番よいことなのかを考え、子育てを行います。
- 子育てに助けが必要なときは、市に助けを求めます。

施設関係者の責務

(小・中学校の先生、保育所、子どもセンター、学童保育の職員など)



- 施設関係者は、子どもが育ち・学ぶ場をつくります。
- 子どもが安心して過ごし、体験や成長ができる場所・機会を守っていきます。
- 子どもが勉強や悩みでつまずいても、やり直せるよう支えます。

地域住民の責務

(近隣住民、子どもの生活圏にいる大人)



- 地域住民は、子どもが暮らし・社会性をはぐくむ「地域」を支えています。
- 子どもが安心して過ごせる居場所や、多様な人と触れあう機会をつくります。
- 地域の安全を守り、子育てしやすい環境を守っていきます。



事業者の責務

(企業、そこで働く人など)



- 事業者は、子育て中の従業員が子育てに参加しやすくなるように、子育て支援制度や職場の環境整備に努めます。
- 従業員として働く子どもの「子どもの権利」を守ります。
- 営業内容が「子どもの権利」を侵害しないように配慮します。



市の責務

(町田市役所)



- 市は、保護者、施設関係者、地域住民、事業者と協力して、子どものための施策を行います。
- 支援が受けられず「子どもの権利」が守られていない子どもを守るセーフティネットの役割があります。

町田市が目指す「子どもにやさしいまち」

さまざまな立場の大人が協力して「子どもの権利」を守ります。

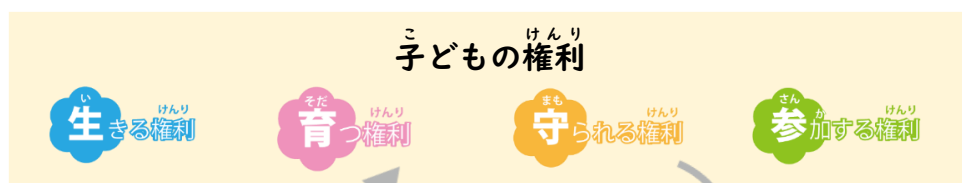
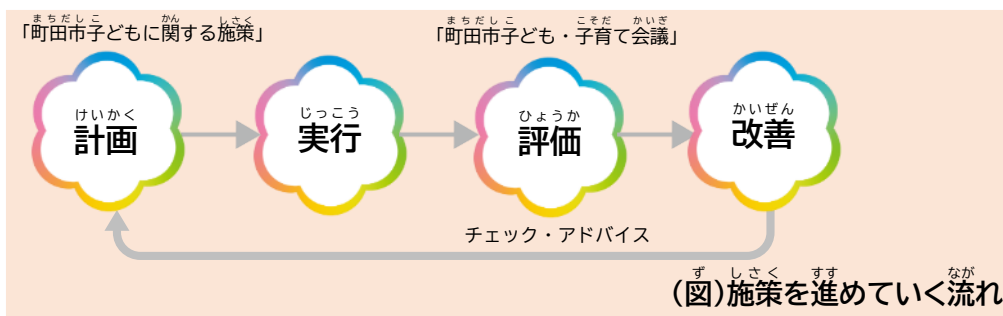


6. 施策の推進

おとながみんなで「子どもの権利」を守っていくことが
 「子どもにやさしいまち」の実現のためには必要だってことがわかったよ。
 でも、「子どもにやさしいまち」はどうやって実現していくのかな？



町田市では計画を策定して、子どもに関係する施策に取り組んでいるよ。
 計画どおりに進んでいるかどうか、毎年成果をチェックして、
 保護者の代表や専門家が参加する「町田市子ども・子育て会議」に報告し、
 改善しているんだ。
 市役所だけで決めないで、色んな人からアドバイスをもらっているよ。



権利の保障の推進
 「大人の責務」を踏まえ、
 「子どもの権利」を守るために
 具体的に大人が取り組むべきこと

大人の責務
 「子どもの権利」を守るために、
 大人がそれぞれの立場でやるべきこと

施策の推進
 子どもに関する施策について
 計画を策定すること
 施策の効果について定期的に検証を行うこと

市が取り組むべきことについては、
 市の子ども施策として、計画にまとめ、
 施策の効果を検証することが定められています。

7. 条例制定における町田市の取組

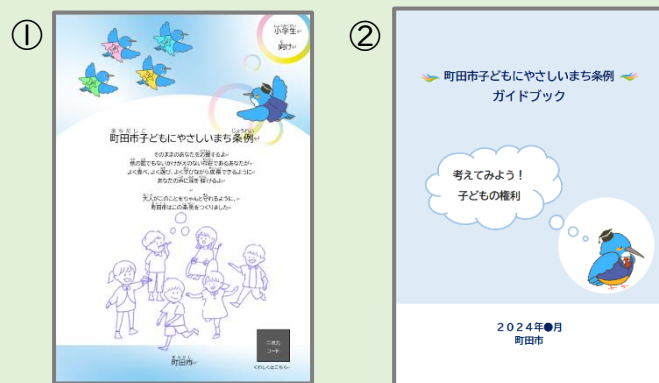
じょうれいせいいてい まちだし とりくみ
 市は、大人にも子どもにも「子どもの権利」を知ってもらい、理解して
 もらえるように、子どもの声を聴きながら条例の検討を進めてきました。



こうほう ねん がつ にちごう
 広報まちだ（2023年2月1日号）
 「考えてみよう！子どもの権利」

「町田市子どもにやさしいまち条例」の制定に
 向けた取組と、子ども・若者の参画についての
 PRをしました。

まちだそうぞう
 町田創造プロジェクト（MSP）が
 一からアイデアを出し合いながら
 PRポスターを作成しました。
 子どもに興味を持ってもらえるように
 ポスター全体を楽しい雰囲気
 しています。



「町田市子どもにやさしいまち条例」広報物

- ①リーフレット（小学生向け）
- ②ガイドブック

「子どもの権利」や条例について知ってもらう
 ために、リーフレットなどを作成しました。

おとなにも子どもにも「子どもの権利」を
 知ってもらえるように
 PRするのは市の責務だね！



まちだしいがい こ けんり
 町田市以外でも「子どもの権利」が
 ひろくまも まちだしいがい
 広く守られるように町田市以外の
 しやくなどとも連携・協力をします。

条例への子どもたちの声の反映

イベントやアンケートを行い、子どもから意見を直接聴くことで、
子どもが感じている大事なことを条例に取り入れています。

No	イベント名・アンケート名	開催・実施時期
①	シール投票 「考えてみよう！子どもの権利」	2022年6月4日（土） ～6月24日（金）
②	子ども参画ミーティング 「考えてみよう！子どもの権利」	2022年9月19日（月・祝）
③	「(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例」を 考えるためのアンケート調査	2022年10月11日（火） ～25日（火）
④	若者が市長と語る会	2022年11月5日（土）、 11月12日（土）
⑤	子ども参画ミーティング 「考えてみよう！子どもの権利」	2023年5月14日（日）



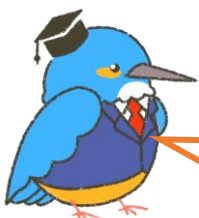
① 子ども936人が参加！

④ 「夢は社会体験を通して
持つもの」という意見が
条例第16条に反映！



② 「人によって成長が違うので、年齢で区切るのは
おかしい」という意見によって、
条例第4条と第16条の文章は「成長に
応じた」という表現に！

子どもたちの意見が条例に反映されているんだね。



子どもにとって大事なことは、子どもにちゃんと聴かないと
わからないから、子どもたちの声を聴きながら条例の検討を進めたよ。

8. 「自分の意見を聞いてほしい！」と思ったら

町田市では、子どもの意見も聴いて計画などをつくっていることがわかったよ。
 わたしは、町田市にもっと自然を増やしたいし、子どもが無料で遊べる場所をつくってほしいと思っているよ。わたしの意見も大人に聞いてほしいな。



町田市では「町田創造プロジェクト (MSP)」 「子ども委員会」のメンバー募集をしたり、「町田市市民参加型事業評価」を行ったりして、子どもの意見を大人が聴く機会をつくっているよ。

わたしも参加してみたい！ 友だちも誘ってみよう！



町田創造プロジェクト (MSP)

二次元
バー
コード

← 申込方法は
こちら

町田の魅力を発信し、町田の未来を考える若者グループが活動を行っています。



- 対象：市内在住、在勤、在学の15～18歳（中学生を除く）
- 場所：町田市庁舎または子どもセンターまあち

条例PRポスターをつくってくれたグループだよ！



子ども委員会



子どもセンターのルールやイベントをみんなで話し合っています。

- 対象：小学3年生から18歳まで
- 場所：各子どもセンター
- 申込方法：各子どもセンターへ

町田市市民参加型事業評価



市の事業を子ども（高校生評価委員）がチェックします。町田市は改善に向け子どもの意見を取り入れます。

9. 町田市にある「子どもの居場所」



町田市では、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでいます。市内に5か所ある「子どもセンター」は、子どもは誰でも利用できます。子どもの意見を取り入れた音楽スタジオや自習スペースなど、自由に過ごすことができます。

子どもセンターただON
TEL: 042-794-6722
住所: 町田市忠生1-11-1

子どもセンターつるっこ
TEL: 042-708-0236
住所: 町田市大蔵町1913

子どもセンターぱお
TEL: 042-775-5258
住所: 町田市相原町2025-2

子どもセンターまあち
TEL: 042-794-7360
住所: 町市中町1-31-22

子どもセンターばあん
TEL: 042-788-4181
住所: 町市金森4-5-7

子どもセンターは10時から21時まで利用できるよ。
自分の家に一番近い子どもセンターはどこかな？

町田市には「子どもセンター」のほかにも子どもクラブ、冒険遊び場、図書館、公園など子どもが自由に使い、過ごせる子どもの居場所があります。

他にどんな場所があるか、ホームページに載っている「子どもの居場所」を見てみましょう。

町田市 子どもの居場所 **で検索** 二次元バーコード

あなたにとって、安心して過ごせる場所や落ち着ける場所はどこかな？

10. なや そうだん 悩みがあったら相談しよう

「学校や家、友だち、自分のことで悩みがある」「自分たちの権利が守られてない…」

そんなときはひとりで我慢せず、相談してみましょう！



「お父さんお母さんが、いつもケンカしてる…」

「SNSに悪口がかかれてる…
どうしたらいいんだろう」



「ほかのきょうだいと違って、
わたしだけ無視されてつらい」

「学校でいじめられてるけど
誰にも相談できない…」

「親が忙しいから、きょうだい
やおばあちゃんの面倒を見ない
といけなくて大変」



「いつも両親に怒鳴られる。
家に帰るのがイヤだな」



つらいこと、苦しいこと、泣きたくなることはあるよね。
我慢したり、悩みを抱え込んだりしなくていいんだよ。
困ったときは、「まこちゃんダイヤル」に電話してみて！

こ せんようそうだん 子ども専用相談ダイヤル「まこちゃんダイヤル」

18歳までの子ども専用ダイヤルです。

困っていること、悩んでいること、なんでも相談できます。

ここに いるよ
☎0120-552-164

相談時間：月曜日～金曜日（年末年始除く）8:30～17:00



まちだしこ かにいしめん
町田市子ども家庭支援センターの
ロゴマーク「まこちゃん」

そのほかの相談先

ここなび (町田市社会福祉協議会)

小学生から高校生までの子どもが専用サイトを通して相談できます。

二次元

バーコード

相談はこちらから

チャイルドライン (認定NPO)

電話やチャットで相談できます。

【TEL】0120-99-7777

【受付時間】毎日 16:00~21:00

話してみなよ東京子供ネット (東京都)

「いじめ」「体罰」「虐待」などについて、相談できます。

【TEL】0120-874-374

【受付時間】平日 9:00~20:30 / 土日祝日 9:00~17:00

ヤング・テレホン・コーナー (警視庁少年相談室)

専門の担当者 (心理職及び警察官) や宿直の警察官が対応します。

【TEL】03-3580-4970

【受付時間】24時間

子どもの人権110番 (東京弁護士会)

子どもの人権について、弁護士に相談できます。

【TEL】03-3503-0110

【受付時間】13:30~16:30 17:00~19:45

／土曜日 13:00~16:00

こたエール (東京都)

架空請求、不当請求、ネットでのいじめ、迷惑メール、有害サイトなどのネット・ケータイに関するトラブルや困りごとについて、相談できます。

【TEL】0120-1-78302

【受付時間】月曜日~土曜日 (祝日除く) 15:00~21:00

カワセミ先生から子どもたちへのメッセージ

そのままのあなたがいいんだよ
やりたいことに挑戦することを応援するよ
うまくいなくても大丈夫
何度でも挑戦すればいい



あなたにとって大事なことを大人だけでは決めません
あなたにとって一番よいことはあなた自身にしかわからないから
大人は、あなたがどうしたいかを尋ねるよ

他の誰でもないかけがえのない存在であるあなたが
よく食べ、よく遊び、よく学びながら成長できるように
あなたの声に耳を傾けるよ

大人がこの約束をちゃんと守れるように、
町田市はこの条例をつくりました





みんなで学ぼう！

町田市子どもにやさしいまち条例

2024年●月発行

問い合わせ：町田市子ども生活部 子ども総務課

【TEL】 042-724-2876

【FAX】 050-3101-8377

刊行物番号： 23-●●

二次元
バーコード

ねん
年

くみ
組

ばん
番

なまえ
名前

この冊子は●●●部作成し、1部あたりの単価は●●●円です（職員人件費を含みます）。